



今回の特集

- ① 年間平均による保険者算定
- ② 障害者雇用納付金制度
- ③ 労災保険「第三者行為災害」

① 年間平均による保険者算定

一般的な算定方法によって報酬月額が算定できない場合や算定結果が著しく不当になる特別な場合、9月以降に受けるとされる報酬額を修正平均し、保険者（年金事務所・健康保険組合等）が標準報酬月額を決定することを、「保険者算定」と言います。

当年の4・5・6月の平均より算出した標準報酬月額と前年7月から当年6月までの1年間の平均より算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差を生じ、且つ、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合に、1年間の平均より算出した標準報酬月額で算定届出を行うことができます。

業務の性質上とは、基本的に4月～6月が繁忙期にあたるため、その間の残業手当等が他の期間と比べて多く支給されること等を理由として、毎年一定期間に報酬変動が起こることが想定されることをいいます。例えば、人事異動・入社手続きおよび決算業務のため4月が業務繁忙となる人事部門・経理部門等がこれに該当します。算定届に添付します申立書等により例年発生することが見込まれるかどうかを保険者が判断します。

年間平均による保険者算定に関する申し立てを事業主が行うことによって、将来受け取る年金額に影響があるため、被保険者に不利益が生じることのないよう、被保険者の同意が必要となります。被保険者の同意がない場合は、その同意がなかった被保険

者の標準報酬月額のみ、通常の報酬月額の算定に基づき標準報酬月額を決定します。

この制度は保険者が決定を下す制度であるため、この基準で計算した標準報酬月額が適用されない場合があります。

また、年金事務所と健康保険組合等で決定結果が相違することもあり得ます。



② 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用の促進、安定を目指す障害者雇用促進法では、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の軽減を図ると共に、社会全体として障害者の雇用水準の引き上げを目的とする障害者雇用納付金制度を設けています。

この制度では常時雇用する労働者の人数が50人以上の民間企業では、障害者を1名以上雇用することが法定雇用率として義務付けられています。

障害者雇用納付金制度では障害者の雇用人数が法定雇用率を下回る場合に事業主から納付金を徴収して、法定雇用率を上回る障害者を雇用している事業主に調整金、報奨金等として申請により支給されます。

平成27年4月1日、障害者雇用納付金制度の改正がされ、対象範囲が拡大されました。

今までは労働者数200人を超える企業が対象でしたが、改正後は労働者数100人を超える企業が対象になりました。

このことにより労働者数100人を超える事業主は、平成27年度の障害者雇用人数を以て、障害者雇用納付金の申告が必要になります（申告は来年度です）。

この申告により法定雇用率を下回る事業主は、納付金として不足人数1人につき月額5万円の支払いが必要になります（平成27年4月1日～平成32

年3月31日の間は、常時雇用する労働者数100人を超え200人以下の事業主は、不足人数1人につき月額4万円です。平成22年7月1日から平成27年6月30日の間は、同様に労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、不足人数1人につき月額4万円です）。

法定雇用率を上回る障害者を雇用している事業主には、調整金として1人につき月額2万7千円（労働者数100人を超える企業）、報奨金として1人につき月額2万1千円（労働者数100人以下の企業）が、申請により支給されます。



③ 労災保険「第三者行為災害」

労災の事故の中には、通勤途中で自動車にぶつけられるなど、他人（第三者）によって怪我を負わされるケースがあります。労災保険ではこれを、「第三者行為災害」といいます。このような「第三者行為災害」が発生した場合、労災保険の保険給付はどのように取扱われるのでしょうか。

このような場合、被災労働者は第三者に対し損害賠償請求権と労災保険における保険給付請求権を両方取得することとなります。しかし、同一の事由について両方から損害のてん補を受けると、実際の損害額より多くもらうことになってしまい不合理です。また、本来被災者等への損害のてん補は、災害の原因となった加害行為などに基づき損害賠償責任を負う第三者が最終的には負担すべきものであるとの考えから、労働者災害補償保険法（第12条の4）では、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整を次のように定めています。

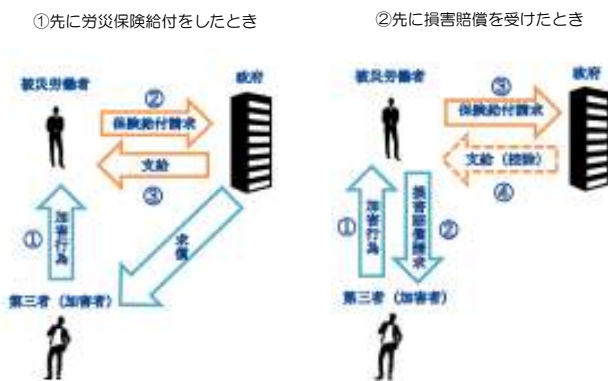
①政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受

けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

②前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

つまり、政府が被災労働者に対し先に労災保険給付をしたとき①は、政府は、その被災労働者が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度において取得することになります。これを「求償」といいます。

また、被災労働者が第三者から先に損害賠償を受けたとき②は、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができます。これを「控除」といいます。



もし、被災労働者と第三者との間で、示談の話になり、被災労働者が有する損害賠償請求権を放棄した場合は、政府は、原則として示談成立以後の労災保険の給付を行わないこととなっていますので注意してください。

示談交渉を進める場合は、必ず事前に所轄の労働基準監督署に申し出るようにしてください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
TEL: (03) 6831-3310